

対 象		支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合
資金繰りのための融資等を受けたい	中小企業者	32 日本政策金融公庫が取り扱う融資 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・経営環境変化対応資金(セーフティネット資金) ・コロナマル経融資(小規模事業者経営改善資金) ・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付【県・市】	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを支援(融資ごとに必要となる要件は異なる) ＜融資条件＞<b>融資限度額：7.2億円(中小企業事業) 6千万円(国民生活事業)</b> <b>償還期間：運転15年以内、設備20年以内</b>(いずれも据置5年以内)</li> <li>融資条件は融資制度により異なる</li> <li>新型コロナウイルス感染症特別貸付、マル経融資(小規模事業者経営改善資金)については<b>国による利子補給あり(金額上限・条件あり)</b>(12月30日(木)までの融資実行分)</li> </ul>	市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
	農林漁業者	33 農林漁業セーフティネット資金【日本政策金融公庫】	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金繰りに著しい支障をきたしている農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付</li> <li><b>利率：貸付当初5年間実質無利子、実質無担保、貸付限度額1,200万円など</b>(12月30日(木)までの貸付決定分)</li> </ul>	日本政策金融公庫 市内金融機関 ☎0120-926-478
	林業・木材産業運営者	34 林業・木材産業災害復旧対策保証【(独)農林漁業信用基金】	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営の維持安定が困難な運営者に対する貸付</li> <li><b>債務保証の当初5年間の保証料免除、保証限度額8,000万円</b></li> <li>*申込窓口は、取引先の金融機関</li> </ul>	(独)農林漁業信用基金 ☎03-3434-7826 ☎03-3434-7827
	社会福祉施設などの運営事業者	35 社会福祉施設などに対する融資【(独)福祉医療機構】	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を継続することが困難な運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付</li> <li><b>貸付利率：当初5年間6,000万円</b>(新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業などにより減収となった入所施設(地域密着型は除く)は1億円)まで無利子、当該金額を超えた部分は0.2%、6年目以降0.2%</li> </ul>	(独)福祉医療機構 ☎0120-343-862 ☎03-3438-0403
	売上が一定程度減少した中小企業者	36 セーフティネット保証【信用保証協会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜保証4号＞</li> <li>直近の売上が前年より20%以上減少した事業者に対して、<b>通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加</b></li> <li>＜保証5号＞</li> <li>感染症の影響が生じている対象業種で、直近の売上が前年より5%以上減少した事業者などに対して、<b>通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加</b></li> </ul>	商工振興課 ☎35-3144 岐阜県信用保証協会高山支店 ☎33-5014
	売上が一定程度減少した中小企業者	37 危機関連保証【信用保証協会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の売上が前年より15%以上減少した事業者に対して、<b>通常の保証枠およびセーフティネット保証の保証枠とは更に別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加</b></li> </ul>	
	中小企業者	38 危機対応融資【商工組合中央金庫】	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対する資金繰り支援として貸付を実施(融資後3年間で金利0.9%引下げ)</li> <li>国による利子補給あり(金額上限・条件あり) ＜融資条件＞<b>融資限度額：3億円</b> <b>償還期間：運転15年以内、設備20年以内</b>(いずれも据置5年以内) <b>融資条件：1.11%</b></li> </ul>	商工組合中央金庫 ☎0120-542-711 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570-060515

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎36-0024)までお問い合わせください。